

藤崎町保育所・認定こども園 入所申込みのご案内

保育所・認定こども園の保育利用を希望される方は、以下について必ずご一読の上、手続きをしてください。
なお、幼稚園・認定こども園の教育利用(1号認定)については、施設への申込みとなりますので、施設にお問い合わせください。

1 受付時間・場所

- 受付時間 午前8時15分～午後5時(土・日・祝日を除く)
※毎週水曜日は、午後6時30分まで受け付けします。
- 場 所 役場1階 住民課子育て支援係

2 保育所等入所の要件

- (1)入所月の初日に当町に住民登録があること
- (2)保護者が次のいずれかの理由で、お子さんの保育が必要な場合
 - ①日中家庭を離れて仕事をしているか、家事以外の仕事をしている人(月 48 時間以上)
 - ②母親が妊娠中又は出産前後(産前産後休暇取得中)である。
 - ③病気やけがをしている人、又は心身に障がいがある人
 - ④同居の親族の介護・看護をしている人(月 48 時間以上)
 - ⑤災害などで自宅の復旧に当たっている人
 - ⑥継続的な求職活動をしている人、又は起業準備中である人(90 日を経過する日が属する月の末日まで)
 - ⑦通学又は職業訓練を受けている人(月 48 時間以上)
 - ⑧虐待やDVのおそれがある人
 - ⑨育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である人(育児休業が1年
に達する月の末日まで)
 - ⑩その他町長が①～⑨に類すると認める場合

3 申込みに必要なもの

- (1)子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育利用申込書(様式第1号)【児童1人につき1枚】
 - ・マイナンバーの番号確認ができる書類(父母及び入所児童のマイナンバーカード等)
 - ・印鑑
- (2)保育を必要とする理由を証明する書類【父母ともに次のいずれかの書類が必要】
 - ・就労証明書(雇用されている方)【町指定】
 - ・就労状況証明書(農業・自営の方)【町指定】
 - ・その他 **※次頁の表をご覧ください。**
- (3)保育料決定に必要となる書類【次に該当する方が必要となりますので、ご注意ください。】
 - ①前年1月1日現在、藤崎町に住所がなかった方は、前年度の所得課税証明書(前住所地の市区町村役場から交付)が必要となります。ただし、マイナンバーを申請書に記入することで、省略することができます。
 - ②利用児童または保護者、同居者が身体障害者手帳または愛護手帳、精神障害者保健福祉手帳等の交付を受けている場合は、保育料が軽減される場合がありますので手帳等の写しを提出してください。
 - ③住民票を別にするお子さんを扶養している場合は、下記の書類が必要となります。
 - ・別居者の扶養事実申立書【町指定】
 - ・別居しているお子さん自身の住民票の写し
 - ・学生証または在学証明書(学生の場合)
 - ・扶養していることが確認できる書類(生活費を振り込んだ内容が記載された通帳の写し等)

※保育を必要とする理由を証明する書類（※前ページ「3 申込みに必要な書類」）

入 所 要 件		提 出 書 類
①就労	会社などに雇用されている方	就労証明書(雇用されている方)【町指定】 (勤務先に記載してもらったもの)
	農業、自営業の方	就労状況証明書(農業、自営業の方)【町指定】 ・農業収入、自営業の収入(見込額)等を記入
	内職	雇用されている場合：就労証明書(雇用されている方)【町指定】 自営業の場合：就労状況申告書(農業、自営業の方)【町指定】
② 妊娠、出産前後		母子健康手帳のコピー(氏名と出産予定月記載ページ)
③ 保護者の疾病、障がい		医師の診断書(保育所等入所用)【町指定】 (保育が困難であることが記載されたもの) 身体障害者手帳・愛護(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳等 (氏名・等級・交付年月日記載ページのコピー)
④ 同居親族の介護・看護		次のいずれかの書類 ・介護・看護申立書(保育所等入所用)【町指定】の原本 (常時の介護・看護が必要であることが記載されたもの) ・身体障害者手帳・愛護(療育)手帳・精神障害者保健福祉手帳、介護保険被 保険者証など(氏名・等級・交付年月日記載ページのコピー)
⑤ 災害復旧活動		り災証明書などのコピー
⑥ 求職活動、起業準備		求職活動申立書【町指定】の原本と継続的に休職活動を行っていることを示 す具体的な書類等(求職カード)
⑦ 就学・職業訓練校等における職業訓練		在学(籍)証明書(受講期間が記載されたもの) (受講状況がわかるカリキュラム表などのコピーを添付)
⑧ 虐待やDVのおそれ		虐待やDVのおそれがあるときは、町にご相談ください。
⑨ 育児休業中の継続利用		育児休業期間が記載された就労証明書(雇用されている方)【町指定】
⑩ その他、町長が認める場合		その他、①～⑨に類する状態の場合は町にご相談ください。

4 他市町村の保育所・認定こども園に新規入所を希望される方へ

他市町村の保育所、認定こども園(保育利用)に新規入所を希望される方は、上記書類を期限までに子育て支援係に提出してください。

5 入所の決定

受付期間内に提出いただいた申込みについては、各家庭の諸事情を総合的に勘案した上で審査し、保護者へ保育所等入所承諾書を送付します。なお、施設の定員に余裕がない場合など、第1希望の保育所等を利用できないこともありますので、第3希望まで必ずご記入ください。

6 教育・保育給付認定

平成27年4月から子ども・子育て支援新制度施行に伴い、新制度に移行している幼稚園や保育所、認定こども園などの入所を希望される保護者の方に、利用のための認定を受けていただきます。

(1)教育・保育の必要性の認定

申請書の内容により、教育・保育の必要性は1号認定から3号認定まで3つの認定区分のいずれかに認定され、認定証を発行します。保育所・認定こども園の利用を希望する場合は、2号認定、3号認定に認定された方が対象となります。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設・事業
1号認定	満3歳以上	なし (教育を希望)	教育標準時間	幼稚園(注1)、認定こども園(教育)(注2)
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園(教育・保育)
3号認定	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育所、認定こども園(保育)、地域型保育事業(注3)

教育標準時間：利用時間は1日 4時間程度

保育標準時間：利用時間は1日 11時間まで、保育短時間：利用時間は1日 8時間まで

※受け入れる年齢や利用時間は、各施設により異なります。(4ページ参照)

- (注1) 幼稚園については、新制度に移行した園と現行制度のまま継続する園がありますが、藤崎幼稚園は新制度に移行しました。
- (注2) 認定こども園は、幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。
- (注3) 地域型保育事業とは、新制度で新たに創設された少人数の子どもを預かる保育事業で、現在当町で実施している施設等はありません。

(2) 保育の必要量の認定

保育施設等を利用できる時間は、保育を必要とする事由と保護者の状況により「保育標準時間」と「保育短時間」に認定されます。

保育標準時間	利用可能時間 1日 11時間まで	①就労(月120時間以上) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障がい ④同居家族の介護・看護 (月120時間以上)	⑤災害復旧 ⑥就学(月120時間以上) ⑦虐待・DV ⑧その他市町村が定める事由
保育短時間	利用可能時間 1日 8時間まで	①就労(月48時間以上) ②同居親族の介護・看護 (月48時間以上) ③求職活動	④就学(月48時間以上) ⑤その他市町村が定める事由

※保育短時間の場合は、施設で定める利用可能な時間の範囲内での利用となります。(4ページ参照)

7 保育料の決定方法

保育料は、国が定めた基準額を上限として町が設定し、原則としてお子さんの父母の町民税の課税額の合計により決定しますが、世帯状況によっては、父母以外の同居している祖父母等の課税額を加算して決定する場合があります。

(1) 保育料の切替え

保育料は4月と9月に切替えとなります。4月は年齢区分の変更による切替え、9月は町民税額の年度変更による切替えです。申告が遅れた場合や修正申告をした場合は、保育料が変更になる場合がありますのでご注意ください。

(2) 保育料の基準となる年齢

保育料の基準年齢は、毎年4月1日現在の満年齢となりますので、入所日以降に誕生日を迎えても年度中は年齢による保育料の変更はありません。

(3) 保育料の軽減

同一世帯から2人以上のお子さんが、保育所や幼稚園を利用している場合、2人目以降の保育料が軽減されることがあります。

また、平成28年4月から国の基準変更に伴い、年収約360万円未満相当の世帯(町民税額により算定)については多子軽減に係る年齢制限が撤廃されるため、保護者と生計を一にする兄弟がいる場合、保育料が軽減されることがあります。また、年収約360万円未満相当のひとり親家庭等世帯の場合も施設を利用している1人目のお子さんであっても軽減されることがあります。

(4) 保育料の納入について

保育所の場合は、口座振替による支払または納入通知書による支払があります。口座振替を希望される方は、担当へお問い合わせください。

認定こども園は、利用施設に納入することになりますので、納入方法については施設にお問い合わせください。

8 入所申込みについての注意事項

- (1) 入所希望月の前月の5日(祝日の場合は翌日)まで申込書類等を提出してください。
- (2) 入所申込書類等を提出後に、住所、氏名、家族構成、勤務先の変更、仕事を退職したなど変更があった場合は、速やかに子育て支援係に届け出てください。
- (3) 入所の必要がなくなった場合には、必ず申込みの取下げを行ってください。
- (4) 育児休業中は、保育所・認定こども園を利用できる基準に該当しない(家庭教育が可能)ので、新規に利用を申し込むことはできません。

【町内保育施設一覧】

※施設名称等については変更になる場合があります。

(令和4年4月1日予定)

種別	施設名	定員数(人)		地域子ども・子育て支援事業等	連絡先
		1号	2・3号		
幼稚園	藤崎幼稚園	15		預かり保育・一時預かり・特色教育	75-5939
保育所	藤崎保育所		140	延長保育・休日保育・一時預かり・病後児保育 地域子育て支援センター	75-3305
保育所	西中野目保育所		50	延長保育・休日保育・一時預かり	75-3239
保育所	小畑保育所		40	延長保育・休日保育・一時預かり	75-3133
認定 子ども園	ふじ子ども園	3	90	延長保育・休日保育・一時預かり	75-5238
認定 子ども園	ときわ子ども園	10	130	延長保育・休日保育(注)・一時預かり	65-3159
認定 子ども園	みずき子ども園	10	90	延長保育・休日保育(注)・一時預かり	65-3125

(注)ときわ子ども園とみずき子ども園は共同で休日保育を実施しており、実施場所はときわ子ども園となります。

・病後児保育とは、病気の回復期であるが、集団保育が困難で保護者の就労などにより家庭で保育できないお子さんを保育します。

・地域子育て支援センター及び特色教育とは、地域全体の子育て支援拠点として子育て親子の交流促進、子育て相談、子育て関連情報の提供、子育てサークルの支援などを実施しています。

※2号・3号認定(保育の必要性の認定を受けた子ども)

施設名	短時間	標準時間	
藤崎保育所	午前7時～午後3時	午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育
西中野目保育所	午前7時～午後3時	午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育
小畑保育所	午前7時～午後3時	午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育
ふじ子ども園	午前9時～午後5時 (8時間以内の利用であれば、延長保育料金が発生しない。)	午前7時～午後6時	午後7時まで延長保育
ときわ子ども園	午前8時～午後4時 (上記の時間以外は延長保育料金が発生する。)	午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育
みずき子ども園	午前8時～午後4時 (上記の時間以外は延長保育料金が発生する。)	午前7時～午後6時	午後8時まで延長保育

※1号認定(満3歳以上の学校教育の認定を受けた子ども)

施設名	教育標準時間
藤崎幼稚園	午前9時～午後3時(受入れは午前7時30分から午後6時まで。午後3時以降は延長保育料金が発生する。ただし、保護者が就労等で保育を必要とする場合は無償化の対象となる。)
ふじ子ども園	午前9時～午後3時(午後3時以降は延長保育料金が発生する。ただし、保護者が就労等で保育を必要とする場合は無償化の対象となる。)
ときわ子ども園	午前8時～午後1時(午後1時以降は延長保育料金が発生する。)
みずき子ども園	午前8時～午後1時(午後1時以降は延長保育料金が発生する。)